

令和3年度における独立行政法人国立女性教育会館の障害者  
就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人国立女性教育会館

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和3年度における独立行政法人国立女性教育会館の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績以上の件数を目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、館内の発注する物品等の調達に適用する。

調達する品目等の種類は、特に分野を限定することなく、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、障害者就労施設等が供給できる物品等の情報について、適宜、収集を行う。

（4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに独立行政法人国立女性教育会館ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。